

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則及び北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局長寿推進部保険年金課】 3
- 北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局長寿推進部保険年金課】 4

◇ 告 示

- 利用料金の額の承認（7件）【都市戦略局都市再生推進部緑政課】 5

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【産業経済局未来産業推進部未来産業推進課】 24
- 道路の指定【都市戦略局指導部建築審査課】 25

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則及び北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

国民健康保険法等の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。
改正内容は次のとおりです。

1 北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則の一部改正

はり、きゅうの施術を受けようとするときに提示しなければならないものに、資格確認書と資格情報通知書を追加することにしました。

2 北九州市国民健康保険条例施行規則の一部改正

市長が区長に委任する事務について、資格確認書に関する事務を追加することにしました。

この規則は、令和6年12月2日から施行することにしました。

◇北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則の一部を改正する規則

高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正に伴い、費用の補助を受けようとするときに提示しなければならないものに、資格確認書と資格情報通知書を加えることにしました。

この規則は、令和6年12月2日から施行することにしました。

北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則及び北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第41号

北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則及び北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

(北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則の一部改正)

第1条 北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則(昭和39年北九州市規則第73号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「被保険者証」の次に「、資格確認書又は資格情報通知書のいずれか」を加える。

(北九州市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第2条 北九州市国民健康保険条例施行規則(昭和43年北九州市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「及び国民健康保険被保険者資格証明書」を「、国民健康保険被保険者資格証明書及び国民健康保険資格確認書」に改める。

付 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第42号

北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則の一部を改正する規則

北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則（平成20年北九州市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「高齢者の医療の確保に関する法律第54条第3項に規定する後期高齢者の」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第18条の規定によりなお従前の例によることとされた」に改め、「という。）」の次に「、高齢者の医療の確保に関する法律第54条第3項に規定する書面（次項において「資格確認書」という。）又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第20条第1項に規定する資格情報通知書（次項において「資格情報通知書」という。）のいずれか」を加え、同条第2項中「被保険者証」の次に「、資格確認書又は資格情報通知書のいずれか」を加える。

付 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

北九州市告示第441号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第11条の2第3項の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の白野江植物公園及び白野江植物公園駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第4条の4の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月29日

北九州市長 武内和久

施設の 種類等	金額				備考
	入園料	区分	一般	小・中学校 の児童及び 生徒	
白野江 植物公 園	個人	1 人 1 回	300円	150円	1 国民の祝日及び緑化に関する行事をする日、市長が特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。 2 購入の日から1年間にわたって4回以上入園することができる入園券を利用する場合の利用料金の額は、一般にあつては1,000円、小・中学校の児童及び生徒にあつては500円とする。
			240円	120円	
		団体（ 25人 以上）			
白野江	大型自動車		1台1回	1,000円	大型自動車、中型自

植物公園駐車施設	中型自動車	(1日以内)	300円	自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
	普通自動車			

北九州市告示第442号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第11条の2第3項の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の到津の森公園、到津の森公園駐車施設及びひびき動物ワールドの利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第4条の4の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月29日

北九州市長 武内和久

施設の種類等	金額					備考	
	入園料	区分	一般	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童以下の者（4歳未満の者を除く。）		
到津の森公園	入園料	個人	1人1回	800円	400円	100円	購入の日から3月間にわたって2回以上入園することができる入園券を利用する場合の入園料の額は、1,000円とする。
		団体（25人以上）		600円	300円	50円	
到津の森公園駐車施設	大型自動車 中型自動車	1台1回（1日以内）		1,000円		大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法	
	普通自動車			600円			

					律第40号) による改正前の道路 交通法第3 条に規定す るところに よる。
ひび き動 物ワ ー ル ド	入 場 料	区分		一般	小・中学 校の児童 及び生徒
		1人1回		300円	150円
		回数券（ 4枚つづ り）	1人1回	1,000円	500円

北九州市告示第443号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第11条の2第3項の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の山田緑地、森の家及び山田緑地駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第4条の4の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月29日

北九州市長 武内和久

施設の種類等	金額				備考		
	山田緑地	入園料	無料				
森の家	各室利用料	区分	9時～12時		12時～17時		1 多目的ホール、大会議室、小会議室又は講習室の利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
		多目的ホール	6,900円	7,950円	9,900円	11,850円	
	大会議	1,650円	2,550円	2,400円	3,900円		

	室					<p>の6を乗じて得た額（当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額）とする。</p> <p>2 多目的ホールの利用面積が2分の1以下の場合の額は、既定の額の5割に相当する額とする。</p>
	小会議室	900円	1,650円	1,500円	2,400円	
	講習室	2,400円	4,000円	3,700円	6,000円	
	映像室	1,650円	2,550円	2,400円	3,900円	
冷暖房設備利用	施設名	30分又はその端数ごとに				
	多目的ホール					1,220円
	大会議室					420円
	小会議室					350円
	講習室					560円

	料	映像室		420円	
山田緑地駐車施設	大型自動車 中型自動車	1台1回(1日以内)		1,000円	大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)による改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
	普通自動車			300円	

北九州市告示第444号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第11条の2第3項の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の志井ファミリープールの利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第4条の4の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月29日

北九州市長 武内和久

施設の種類等	金額					備考		
	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	幼児				
志井ファミリープール	入場料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	幼児	波のプールを1回、川下りプールを3回以上利用することができる入場券を利用する場合の利用料金の額は、一般にあつては1,000円、小・中学校の児童及び生徒にあつては600円とする。		
		個人	1人1回	400円	200円		50円	
		団体（25人以上）	1人1回	320円	160円		40円	
	施設利用料	波のプール	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒		幼児	
			個人	1人1回	300円		150円	50円
			団体（25人以上）	1人1回	240円		120円	40円
		川下りプール	1人1回				100円	

その他 利用料	コインロッカー	1回	100円
------------	---------	----	------

北九州市告示第445号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第11条の2第3項の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の響灘緑地広場、ポニー広場、熱帯生態園、都市緑化センター、響灘緑地野外ステージ、サイクリングターミナル及び響灘緑地駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第4条の4の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月29日

北九州市長 武内和久

施設の種類等	金額			備考	
	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒		
響灘緑地広場	入園料	1人1回	150円	70円	国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。
		個人	1人1回	350円	
ポニー広場	乗馬料	団体（25人以上）			300円

場						下に乗馬するときに限る。	
	1頭につき30分又はその端数ごとに			3,000円			
馬車利用料	区分	一般		中学校の生徒以下の者			
	1人1回	300円		150円			
熱帯生態園	区分	一般		小・中学校の児童及び生徒			
	1人1回	350円		200円			
	回数券(4枚つづり)	1人1回	1,000円		500円		
都市緑化センター	各室利用料	区分	9時～12時		12時～17時		イベントホールの利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
	イベントホール	3,750円	4,350円	5,400円	6,450円		
	講習室	2,400円	2,850円	3,600円	4,350円		
	会議室	1,500円	1,800円	2,250円	2,700円		

						規定の額の 15割に相 当する額) とする。
冷 暖 房 設 備 利 用 料	施設名		30分又はその端数ごとに			
	イベントホール		420円			
	講習室		140円			
	会議室		40円			
響 灘 緑 地 野 外 ス テ ー ジ	1時間又はその端数ごとに			1,500円		利用者が入 場料等を徴 収する場合 の額は、入 場料等の総 収入額に1 00分の6 を乗じて得 た額（当該 額が規定の 額の15割 に相当する 額に満たな いときは、 当該規定の 額の15割 に相当する 額）とする 。
サ	自	区分	一般	中学校の	小学校の	

イク リ ン グ タ ー ミ ナ ル	転 車 利 用 料			生徒	児童以下 の者		
		基 本 利 用 料	1台2時間 以内	300円	190円	150円	
		超 過 利 用 料	1台2時間 を超える3 0分又はそ の端数ごと に	70円			
	そ の 他 利 用 料	コインロッカー	1回	100円			
響 灘 緑 地 駐 車 施 設	大型自動車 中型自動車	1台1回（1日以 内）	1,000円			大型自動車 、中型自動 車及び普通 自動車の区 分は、道路 交通法の一 部を改正す る法律（平 成27年法 律第40号 ）による改 正前の道路 交通法第3 条に規定す	
	普通自動車		300円				

				るところに よる。
--	--	--	--	--------------

北九州市告示第446号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第11条の2第3項の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の旧安川邸及び夜宮公園駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第4条の4の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月29日

北九州市長 武内和久

施設の種類等	金額				備考
	旧安川邸	入場料	区分	一般	
				小学校の児童及び中学校の生徒	
		個人	1人	260円	130円
		団体（25人以上）	1回	200円	100円
夜宮公園駐車施設	大型自動車 中型自動車		1台1回 (1日以内)	1,000円	大型自動車及び中型自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法（以下「改正

			前の道路交通法 」という。)第 3条に規定する ところによる。
普通自動車	1台につき 30分又は その端数ご とに	100円。ただし、1日 に連続して3時間を超え て駐車したときは、1日 当たり600円	1 普通自動車 とは、改正前 の道路交通法 第3条に規定 する普通自動 車をいう。 2 駐車時間が 20分以内の ときは、無料 とする。

北九州市告示第447号

北九州市平尾台自然の郷条例（平成15年北九州市条例第19号）第8条第3項の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の北九州市平尾台自然の郷の入場料、野外ステージ、キャンプ施設及び駐車場の利用料金の額を承認したので、北九州市平尾台自然の郷条例施行規則（平成15年北九州市規則第48号）第6条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月29日

北九州市長 武内和久

施設			金額		備考	
入場料			無料			
野外ステージ			1時間又はその端数ごとに	1,500円	利用者が入場料、会費その他これらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額（当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額）とする。	
キャンプ施設	テント区画	区画内に駐車することができる	10時から翌日の10時まで	1区画1回	4,500円	10時から17時までの区分によりテント区画を利用した場合で、17時を超えて翌日の10時までの間の引き続く利用に係
			10時から17時まで		3,000円	

	もの				<p>る額は、区画内に駐車することができるものを利用する場合にあっては1,500円、区画内に駐車することができないものを利用する場合にあっては1,050円とする。</p>
	区画内に駐車することができないもの	10時から翌日の10時まで		3,000円	
		10時から17時まで		1,950円	
	シャワー	1回		100円	
駐車場	大型自動車 中型自動車	普通自動車	1台1回 (1日以内)	1,000円	<p>1 大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定するところによる。</p> <p>2 テント区画（区画内に駐車することができないものに限る。）を利用する場合は、1区画につき大型自動車</p>
				300円	

				、中型自動車又は普通自動車1台については、無料とする。
--	--	--	--	-----------------------------

北九州市公告第 8 3 9 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 特定役務の名称及び数量

北九州学術研究都市学術情報センター教育系システム機器の借入れ 一
式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市産業経済局未来産業推進部未来産業推進課
北九州市若松区ひびきの 2 番 2 号

3 落札者を決定した日

令和 6 年 1 0 月 2 9 日

4 落札者の名称及び住所

F L C S 株式会社九州支店
福岡市博多区東比恵三丁目 1 番 2 号

5 落札金額

2 億 6 1 7 万 7 , 4 0 0 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告をした日

令和 6 年 9 月 1 3 日

8 落札方式

最低価格による。

北九州市公告第 8 4 0 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 第 9 5 5 4 0 1 号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置	延長 (m)	幅員 (m)
北九州市八幡西区真名子一丁目 5 5 2 番 1 6、5 5 2 番 1 7、 5 5 3 番 6、5 4 7 番 7 及び里 道の一部	1 5 . 8 4	4 . 0 1